

別表第2（第2条関係）

弔慰金及び見舞金支出基準

（単位：円）

号	区分		本人の場合		親族の場合		見舞金	備考
			弔慰金	供花等	弔慰金	供花等		
			(以内)	(以内：税別)	(以内)	(以内：税別)		
1	名誉市民		10,000	15,000	3,000	10,000	10,000	
2	市民栄誉者		5,000	15,000	—	—	—	
3	市民表彰者		5,000	15,000	—	—	—	合併前の指宿市の市民表彰者又は山川町若しくは開聞町の町民表彰者を含む。
4	国会議員	現職	20,000	15,000	5,000	10,000	10,000	本県選出の議員のみとする。
		元職	10,000	10,000	—	—	—	
5	県議会議員	現職	10,000	15,000	5,000	10,000	10,000	元職は市郡区選出の議員を含む。
		元職	5,000	10,000	—	—	—	
6	市議会議員	現職	10,000	15,000	3,000	10,000	5,000	
		元職	5,000	10,000	—	—	—	
7	県（知事・副知事・教育長）	現職	20,000	15,000	5,000	10,000	10,000	元職は出納長を含む。
		元職	10,000	—	—	—	—	
8	市長	現職	—	—	5,000	15,000	—	
		元職	5,000	15,000	5,000	10,000	—	
9	副市長・教育長	現職	10,000	15,000	3,000	15,000	—	元職は助役・収入役を含む。
		元職	5,000	15,000	—	—	—	
10	行政委員会の委員		3,000	10,000	—	—	—	委員長は市議会議員を適用する。
11	市職員		10,000	15,000	—	—	—	指宿市職員定数条例（平成18年指宿市条例第26号）第1条に規定する職員とする。
12	民生・児童委員		3,000	10,000	—	—	—	
13	消防団員	分団長以上	3,000	15,000	—	—	—	
		一般団員	3,000	10,000	—	—	—	
14	他市町長及び議長		10,000	—	—	—	—	県内の都市及び隣接町に限る。
15	姉妹都市（市長・副市長・教育長・議長等）	現職	10,000	15,000	5,000	10,000	10,000	
		元職	5,000	15,000	—	—	—	
16	各種団体の長等		10,000	15,000	—	—	—	市内に事務所を有する官公署の長及びこれに準ずる機関の長とする。
17	その他市長が市を代表し、弔意等を表す必要があると認める者		10,000	15,000	—	—	—	

注1 公葬が行われる場合は、この表は適用しない。

2 親族の範囲は、本人の両親、妻子及び同居人とする。ただし、別居人でも本人が喪主となる場合は親族とみなす。

3 病気に対する見舞金の支出は、原則として30日以上入院した場合とする。

4 本市以外で支出する供花料等については、現地での標準料金を基準とする。